(傍線部分は改正部分)

$1\sim 6$ 別表 ~ 介護予防短期入所療養介護費 $(1) \cdot (2)$ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費 指定介護予防サービス介護給付費単位数表 <u>所療養介護費(i)について、別に厚生労働大臣が定める施設</u> 短期入所療養介護費巛の介護老人保健施設介護予防短期入 |防短期入所療養介護費(ji)並びに介護老人保健施設介護予防 健施設介護予防短期入所療養介護費(ii) 老人保健施設介護予防短期入所療養介護費⑩及び伽 基準に該当する介護老人保健施設である指定介護予防短期 介護予防短期入所療養介護費㎞の介護老人保健施設介護予 老人保健施設介護予防短期入所療養介護費①の介護老人保 て、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県 1日につき26単位を所定単位数から控除する。 入所療養介護事業所については、室料相当額控除として 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)の介護 (器) 改 īF. 後 介護老人保健施設 $1\sim6$ 別表 $(1) \cdot (2)$ 介護予防短期入所療養介護費 注1~5 $6\sim 8$ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費 9 指定介護予防サービス介護給付費単位数表 (新設) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし (瑟 改 正 前

」別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注8を算定している場合は、算定しない。

認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を

算定している場合は、算定しない。

行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、<u>注9</u>を

知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った

指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性

$11\sim17$ (略)

18 (1) 四又は(2) 四を算定している介護老人保健施設については、<u>注8及び注11</u> は算定しない。

(3)~(10) (略)

ロ〜川 (器)

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

 $(1)\sim(6)$ (略)

注1~6 (略)

8・9 (器)

0 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注9を育定している場合は、算定しない。

1・12 (略)

13 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、 注1及び<u>注8</u>の規定による届出に相当する介護医療院サ

10~16 (器)

17 (1)四又は(2)四を算定している介護老人保健施設については、<u>注7</u>及び<u>注10</u>は算定しない。

(3)~(10) (路)

ロ〜川 (器)

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

(1)~(6) (路)

注1~6 (略)

(新設)

8 (器)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注8を算定している場合は、算定しない。

<u>10・11</u> (略)

12 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、 注1及び注了の規定による届出に相当する介護医療院サ

規定による届出があったものとみなす。 をいう。)に係る届出があったときは、注1及び $\underline{i}8$ の ービス(法第8条第29項に規定する介護医療院サービス

8・9 (略) (7)~(14) (略)

 $13 \cdot 14$ (略)

(7)~(14) (略)

規定による届出があったものとみなす。 ービス(法第8条第29項に規定する介護医療院サービス